

木更津市学校給食センター
維持管理運営包括業務委託

評価基準

令和5年3月29日

木更津市

— 目 次 —

1	参加資格審査	1
(1)	必要書類の確認	1
(2)	参加資格の確認	1
2	提案審査	1
(1)	必要書類の確認	1
(2)	プレゼンテーション及びヒアリング	1
(3)	提案内容審査	1
(4)	総合評価点の算出	1
(5)	受託予定者の選定	1
(6)	受託者の決定	2
3	総合評価点の算出方法	2
(1)	配点方針	2
(2)	技術提案書の審査項目等	2
4	評価点の算出方法	4
(1)	技術点の得点化方法	4
(2)	価格点の得点化方法	4

この評価基準は、木更津市学校給食センター維持管理運営包括業務委託を受託する民間事業者の選定を行うにあたっての技術提案書及び見積書の評価基準を定めたものであり、本業務のプロポーザル参加希望者に交付するもので、募集要領等と一体をなすものである。

1 参加資格審査

(1) 必要書類の確認

市は、参加者から提出された参加資格確認書類について、受託者募集要領にて求めた必要書類が全てそろっていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合はこの限りでない。

(2) 参加資格の確認

市は、参加者から提出された参加資格確認書類に基づき、参加者が受託者募集要領に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2 提案審査

(1) 必要書類の確認

市は、参加者から提出された技術提案書について、受託者募集要領にて求めた必要書類が全てそろっていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合はこの限りでない。

なお、参加者が多数あるなど、市が必要と判断した場合は、市において「3 総合評価点の算出方法」に基づき事前審査をしたうえで選定委員会に諮ることにより、委員会での審査対象者を限定することがある。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

選定委員会は、必要書類の確認ができた参加者を対象として、技術提案内容の確認等のために、参加者にプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施するものとし、技術提案審査ではこの内容も勘案する。

なお、参加者が多数あるなど市において事前審査を実施した場合は、選定委員会で限定した審査対象者のみにプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施することがある。

(3) 提案内容審査

選定委員会は、技術提案の非価格要素の内容について審査し、「3 総合評価点の算出方法」に基づき得点化（技術評価点の算出）を行う。また、価格要素として、参考見積価格について、「4 評価点の算出方法」に基づき得点化（価格評価点の算出）を行う。

また、参加者が1者のみでも、プレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施した後、得点化を行う。

(4) 総合評価点の算出

各委員の技術評価点及び価格評価点を合算し、その合計点をもって総合評価点とする。

(5) 受託予定者の選定

選定委員会は、総合評価点が最も高い者を受託予定者として決定する。総合評価点が最も高い者が同点で複数ある場合には、委員の協議により受託予定者を選定する。

(6) 受託者の決定

市は、(5)により決定した受託予定者と、委託契約の内容に関する協議を行い、成立した場合には、別途、見積書を徴収し、予定価格の範囲内で委託料を決定し契約を締結する。受託予定者との委託内容協議により契約が成立しない場合は、総合評価点が次に高い順位の提案者と交渉を行う。

3 総合評価点の算出方法

(1) 配点方針

募集要領で求める技術提案及び見積書については、非価格要素に関する技術評価点と価格要素に関する価格評価点とに分け、それぞれ160点及び40点を満点とし、各委員の技術評価点と価格評価点を合算し、その合計点をもって総合評価点とする。

総合評価点

$$= \{ \text{技術評価点 (160点満点)} + \text{価格評価点 (40点満点)} \} \times \text{委員数}$$

※参加者が1者の場合、技術評価点満点(160点)及び価格評価点満点(40点)の合計点に委員数を乗算し、さらに0.6を乗算した数値よりも参加者の総合評価点が低い場合には、受託予定者を選定しない。

$$[\text{総合評価点} \geq \{ \text{技術評価点満点 (160点)} + \text{価格評価点満点 (40点)} \} \times \text{委員数} \times 0.6]$$

(2) 技術提案書の審査項目等

技術評価点の算出にあたっての審査項目、内容及び配点は表-1のとおりとする。

表-1 技術点の審査項目、評価の視点及び配点

評価項目	評価の視点	配点
1 運営業務に関する提案 (85点)		
(1) 調理業務	- 安全でおいしい給食を提供するための適切な運営業務方針となっているか。 - 円滑な給食提供開始や調理業務を効率的・効果的に行うための具体的な提案がされているか。 - 調理工程及び調理方法に対する創意工夫や提案がなされているか。 - アレルギー対応食の提供が適切に提案されているか。	20
(2) 衛生管理業務	- 衛生管理の体制について、優れた提案がなされているか。 - 衛生検査の内容、頻度等及び検査の結果不良が認められた際の対応等について、優れた提案がなされているか。 - 衛生研修の内容、頻度等について、優れた提案がなされているか。	20
(3) 運搬・回送業務	- 安全かつ確実性のある配送計画について、優れた提案がなされているか。 - 緊急時の具体的対応等について、優れた提案がなされているか。 - 運搬・回送における衛生管理が適切になされているか。	10
(4) 残滓の発生抑制・リサイクル	適切な分別、減量化及び再資源化の観点から、残滓処理が適切に計画されているか。	10
(5) 配膳業務	配送から児童・生徒の喫食まで、安全な給食が提供されるように適切な管理がなされているか。	10

評価項目	評価の視点	配点
	・ 配送先での検収補助業務などに関し、市職員との連携体制はとられているか。 ・ 配送先の配膳室の衛生管理は適切に計画されているか。	
(6) 運営支援	・ 木更津市が目指す「オーガニックなまちづくり」の考え方を踏まえ、地産地消を推進するための食育プログラムやレシピの考案など、優れた提案がされているか。 ・ 食材納入事故に伴う献立変更や急な給食数変更等の緊急時の協力体制について、優れた提案がなされているか。 ・ 市が行う業務に関する効率化や改善の提案など、よりよい給食センターとしていくための協働に関する提案がなされているか。	15
2 維持管理業務に関する提案（45点）		
(1) 維持管理方針	・ 第2期事業として適切な維持管理業務方針となっているか。 ・ 適切に維持管理を行うための創意工夫や提案がなされているか。 ・ 衛生管理に十分配慮された業務実施が可能な事業計画・体制となっているか。 ・ 事故の発生を未然に防止するための提案がなされているか。 ・ 不測の事故や故障が発生した場合の被害拡大防止や早期復旧の実現に関する提案がなされているか。	10
(2) 保守管理計画（点検及び作業内容）	・ 第2期事業であることを踏まえ、建築物、建築設備等の保守管理について要求水準書以上の提案があるか。	15
(3) 長期修繕計画	・ 修繕計画について、第2期事業であることを踏まえた具体的な考え方、大規模修繕が発生しないための工夫が示されているか。 ・ 事業終了時の市への引継ぎにあたり、保守管理記録や修繕履歴等データの適切な管理方法が示されているか。	20
3 業務全体の計画に関する提案（30点）		
(1) 業務実施体制・方針	・ 業務従業者の指揮命令系統及び市職員との連携・協働体制が明確にされているか。 ・ 市、各学校等との連絡体制は考慮されているか。 ・ 緊急時・非常時対応の配慮がなされているか。 ・ 要求水準書の業務従事者の配置基準に示した人員に加え、給食調理業務、衛生管理業務、給食運搬・回送業務その他業務に必要な人員が手厚く配置される提案がなされているか。 ・ 学校給食センターの業務内容を把握し、実務経験のある人員を配置するような組織体制が提案されているか。 ・ 研修等業務従事者のスキルの向上に向けた取組みについて優れた提案がなされているか。	10
(2) リスク管理及び業務の品質確保	・ 各リスクへの対応について具体的に提案されているか。 以下のリスクについての管理方法を特に評価する。 ①食中毒・異物混入リスク（調理工程ごとの発生防止策を行うこと） ②給食提供不可リスク（企業の営業停止、施設の利用不可、その他） ③配送遅延リスク（調理の遅延による遅延、道路事情による遅延、その他） ④誤配送リスク（食数間違い、メニュー間違い（アレルギー未対応含む））	10
(3) 地域への貢献	・ 地元企業の活用、地元雇用について優れた提案がされているか。	10
合計		160

4 評価点の算出方法

(1) 技術点の得点化方法

表－２に示す５段階評価による得点化方法により審査項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。

表－２ 評価点の得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	当該審査項目について、優れている。	配点×１．０
B	当該審査項目について、やや優れている。	配点×０．８
C	当該審査項目について、普通である。	配点×０．６
D	当該審査項目について、やや劣る。	配点×０．４
E	当該審査項目について、劣る。	配点×０．２

(2) 価格点の得点化方法

見積価格は、以下の方法により得点化して価格点とする。

ア 見積書に記載された価格が最低である者を１位とし、配点の満点である４０点を付与する。他の者の得点は以下の計算式により算出し、価格点の小数点以下１位を四捨五入する。

$$\text{価格点} = \text{価格の配点} \times \text{参加者中の最低見積価格} \div \text{当該参加者の見積価格}$$

イ 参加者が１者の場合には、公告価格の９０％以下で満点の４０点とし、９０％を超えて９５％以下で３５点、９５％を超えて１００％以下で３０点とする。